

国立大学法人東京農工大学会計規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計規則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第7章 報告及び決算 (年度末決算)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 学長は、翌事業年度6月末日までに前項の書類に<u>監事及び会計監査人の意見を付して</u>、文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 学長は、前項の規定により文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに<u>監事及び会計監査人の意見を記載した書面を</u>、<u>主務省令</u>で定める期間、適宜な場所に備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8章 監査及び管理責任 (監事監査)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第7章 報告及び決算 (年度末決算)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 学長は、翌事業年度6月末日までに前項の書類に<u>監査報告及び会計監査報告を添付して</u>、文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 学長は、前項の規定により文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに<u>監査報告及び会計監査報告を</u>、<u>文部科学省令</u>で定める期間、適宜な場所に備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 学長は、第1項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、<u>前項の規定による公告に代えて、準用通則法第38条第4項第1号又は第2号に規定する方法のいずれかにより公告することができる。</u></p> <p>5 <u>学長が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第3項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。</u></p> <p>第8章 監査及び管理責任 (監事監査)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 <u>監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めるものとする。</u></p>	

附 則（経規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第43条第2項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。